

三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 三朝町生涯学習推進プラン（仮称）（以下「本プラン」という。）の策定を行うため、三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、教育長の諮問に応じ、計画の策定に関し、調査、審議し、その結果を教育長に答申するものとする。

（組織）

第3条 策定委員会の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）社会教育に関して学識を有する者
- （2）社会教育関係団体等（生涯学習・スポーツ・文化芸術）に属する者
- （3）社会教育及び行政機関関係者
- （4）その他教育長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から本プランの策定の日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、社会教育課において行う。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

- 2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。